

各 位

会社名 株式会社 S B R  
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 総合企画部副部長 佐野友義  
電 話 03-5733-4492

## 商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会にて定款変更が承認されることを条件として商号変更を実施すること、および当該商号変更による「定款一部変更の件」を当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号変更について

##### (1) 変更の理由

###### ①ビジョンと社名の一致

当社の現社名 S B R は、すでに事業をほぼ譲渡・清算した「経営支援サービス事業」の拡大により、日本における小企業のネットワーク化を推進することで「スモールビジネス・コングロマリット(小企業複合体)の形成によるスモールビジネス・レボリューション(Small Business Revolution)を実現する」というビジョンに由来しております。

しかしながら、当社ではすでに経営支援サービスを清算し、本来の基幹事業である I T ソリューションに事業ドメインを回帰するとともに、「日本のスモールビジネスを活性化し、そのインターネットビジネスを拡大する旗印となる」という新たなビジョンを掲げているため、ビジョンと社名に乖離が生じており、これを一致させるために商号変更を行うものであります。

###### ②第二創業期におけるグループのシンボルとしての必要性

当社グループは 1997 年に創業し、事業ドメインを変えつつ何度もグループ再編を繰り返し、I T ベンチャーとして成長してまいりましたが、上述した経営支援サービス事業による拡大戦略の失敗と旧金融サービス事業における不祥事の発生等により平成 21 年に大きな節目を迎え、経営幹部の多くが交替するとともに外部から新たなメンバーが多数参画し、経営体制・企業風土が一新されました。

また、平成 23 年 5 月 13 日付「直近 5 事業年度の総括及び中期経営方針について」にて公表しておりますとおり、当社グループではフロー型<sup>\*1</sup>からストック型<sup>\*2</sup>へのビジネスモデル転換を端緒とする収益構造改革と、営業費用の最適化を目的とするコスト構造改善という二つの損益構造改革に並行して取組むことで、この先数年間でグループの事業構造を抜本的に改革することを中期経営方針として定めており、これからはまさに第二創業期と言えます。

この第二創業期における企業グループのシンボルとして、ホールディングカンパニーの商号を、そのビジョンに合致させるべく変更するものであります。

上記二点を鑑み、当社の商号を「株式会社アイフラッグ」に変更することといたしました。

※1：フロー型とは、短期的且つ流動的なビジネスモデルのことを言い、短期的には大きな収益を上げることがありますが、新規営業への依存度が高く、毎月の収益が安定しないなど不安定な側面もあるビジネスモデルを示します。

※2：ストック型とは、売上が積み重なり、貯まっていく、蓄積型のビジネスモデルのことを言い、毎月一定の収入が安定的に得られるビジネスモデルを示します。

(2) 新商号

株式会社アイフラッグ（英文表記：i F L A G C o . , L t d .）

(3) 新商号変更日

平成 24 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する日

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記のとおりであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| (商号)<br>第 1 条 当社は、株式会社SBRと称し、英文では <u>S B R I N C .</u> と表示する。<br><br>第 2 条から第 49 条（条文省略）<br><br><u>（新設）</u> | (商号)<br>第 1 条 当社は、株式会社アイフラッグと称し、英文では <u>i F L A G C o . , L t d .</u> と表示する。<br><br>第 2 条から第 49 条（現行どおり）<br><br><u>（附則）</u><br><u>第 1 条（商号）の変更は、平成 24 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する効力発生日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u> |

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 23 年 6 月 29 日

定款の効力発生日

平成 24 年 3 月 31 日までに開催される取締役会にて決定

以 上